

**仲田パートナーズ会計週刊FAX通信**

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

**全国旅行支援**

新型コロナウイルス感染拡大で実施が見送られていた全国を対象とした観光需要喚起策を来月11日から開始。旅行代金の40%割引(上限あり)と地域クーポン券を付与。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/26(月) 先負	旧暦9月1日、彼岸明け
27(火) 仏滅	安倍元首相の国葬
28(水) 大安	
29(木) 赤口	日中国交正常化から50年
30(金) 先勝	7月決算法人の確定申告ほか
10/1(土) 友引	厚生年金の適用範囲拡大、全国労働衛生週間(～7日)
2(日) 先負	

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/19(月) 敬老の日		
20(火)	27,688 △120	143.46 ▼0.02
21(水)	27,313 ▼375	143.74 ▼0.28
22(木)	27,154 ▼159	145.77 ▼2.03
23(金) 秋分の日		

**10月から適用となる主な制度(社保関係)**

来月から適用が開始となる制度のうち、社会保険(厚生年金・健康保険)に関する主な制度は以下のとおりです。

◎**短時間労働者の社会保険適用拡大**……厚生年金の被保険者数が常時101人以上の特定適用事業所(現行は501人以上)で働くパート・アルバイト等の短時間労働者で、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③2ヵ月を超える雇用見込み(現行は1年以上の見込み)、④学生ではない、のすべてに該当する場合は新たに社会保険の適用対象となります。

◎**被保険者資格の雇用期間要件の取扱い変更**……2ヵ月以内の期間を定めて雇用される方は社会保険の適用除外とされていますが、当初の雇用期間が2ヵ月以内であっても、2ヵ月を超えて雇用されることが見込まれる場合(就業規則や雇用契約書等で契約が更新される旨が明示されている等)は、雇用期間の当初から社会保険に加入となります。なお、上記の短時間労働者についても同様です。

◎**社会保険の適用事業所の追加**……常時5人以上の従業員を雇用している士業(弁護士、税理士、司法書士など)の個人事業所は、社会保険の強制適用事業所になります。

◎**育児休業等期間中の社会保険料免除要件の見直し**……これまでの保険料免除要件(育児休業等の開始日が属する月から終了日の翌日が属する月の前月まで)に加えて、開始日が属する月に14日以上の子育て休業等を取付した場合も免除となります。また、賞与保険料は1ヵ月超(暦日で計算)の子育て休業等を取付した場合に免除となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201536

**インボイス発行事業者の登録申請手続**

消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施される令和5年10月まで残り1年となりました。

インボイス制度の実施により、適格請求書発行事業者が発行するインボイス(適格請求書)の保存が仕入税額控除の要件となりますが、適格請求書発行事業者になるには登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。登録を受けるかどうかは事業者の任意となりますので、事業内容などに応じて登録の要否を検討しましょう。

なお、令和5年10月から適格請求書発行事業者の登録を受けるには、原則として令和5年3月までに登録申請書を提出する必要があります。

**台風により損害を受けた場合は**

台風14号及び15号の災害により、現在10県(静岡、山口、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)の309市町村に災害救助法が適用され、災害復旧貸付の実施やセーフティネット保証4号の適用など被災中小企業対策が実施されています。

また、個人の住宅などが損害を受けた場合は「雑損控除」又は「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらか有利な方法を選択することで、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

**詳細請求手順**

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和4年10月から適用開始となる主な制度（社会保険関係）

## ◆短時間労働者の社会保険適用拡大

現在、厚生年金保険の被保険者数が常時 501 人以上の「特定適用事業所」で働く一定の短時間労働者は厚生年金保険・健康保険の適用対象となっていますが、令和4年10月から次の見直しにより、短時間労働者に対する社会保険の適用が拡大されます。

## ◎特定適用事業所の企業規模要件の見直し

被保険者数が常時 101 人以上の企業が「特定適用事業所」となり、該当する企業で働く一定の短時間労働者は厚生年金保険・健康保険の加入が義務化されます。なお、令和6年10月からは、被保険者数が常時 51 人以上の企業が「特定適用事業所」となります。

## ◎短時間労働者の勤務期間要件の見直し

厚生年金保険・健康保険の適用対象となる短時間労働者の勤務期間要件（雇用期間が1年以上見込まれること）が撤廃となり、令和4年10月からは特定適用事業所で働く短時間労働者で、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③2ヵ月を超える雇用の見込み、④学生ではない、の全てに該当する方が適用対象となります。

## ◆社会保険の適用事業所における適用業種（士業）の追加

常時5人以上の従業員※を雇用している士業の個人事業所については厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になり、新規適用届、被保険者資格取得届等の届出が必要となります。

※正社員に加え、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の3/4以上の従業員。

## ◎適用対象となる士業

弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士。

## ◆社会保険適用拡大に係る老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度にある方）又は長期加入者（厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方）であり、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給されている方が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分が全額支給停止となりますが、社会保険の適用拡大に伴い経過措置が設けられています。

この経過措置の対象者となる場合、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで年金の定額部分を引き続き受給することができます。

## ◎経過措置の対象者

令和4年9月30日以前から障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している方で、同日以前から同じ事業所で引き続き働いており、上記の社会保険適用拡大（\*特定適用事業所の企業規模要件の見直し、\*短時間労働者の勤務期間要件の撤廃、\*士業の適用業種追加）により、令和4年10月1日に厚生年金保険に加入する方。

## ◆被保険者資格の勤務期間要件（雇用期間が2ヵ月以内の場合）の取扱い変更

2ヵ月以内の期間を定めて雇用される場合は、厚生年金保険・健康保険の適用除外となりますが、令和4年10月から、当初の雇用期間が2ヵ月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、雇用期間の当初から厚生年金保険・健康保険に加入となります。

## ◎雇用期間が2ヵ月以内であっても適用される場合

就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されている場合や、同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合です。

## ◆育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

3歳に満たない子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準じる休業）期間は、事業主の届出により厚生年金保険・健康保険の保険料が免除となりますが、令和4年10月から、これまでの保険料免除要件（育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで）に加えて、育児休業等を開始した日の属する月内に14日以上（土日等の休日も期間に含む）の育児休業等を取得した場合も、当該月の月額保険料が免除されます。

また、賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1ヵ月を超える育児休業等（暦日で判断し、土日等の休日も期間に含む）を取得した場合に免除されます。